（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）

第百六十条　法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　最終の決算関係書類（法第三十一条の九第二項に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。）（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四・五　（略）

2・3　（略）

（議事録）

第百六十三条　法第四十五条第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　（略）

3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ　法第三十条の三第三項及び法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ　法第三十条の三第三項及び法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ・ニ　（略）

ホ　法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八条第一項

ヘ　法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項

四～六　（略）

（各清算事業年度に係る事務報告書）

第二百四十五条　法第七十三条において準用する法第三十一条の九第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百五十五条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十五条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～三　（略）

四　法第三十一条の九第十一項第三号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

五　法第三十一条の十第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

六～十四　（略）

（共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請）

第百六十条　法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　最終の決算関係書類（法第三十一条の七第二項に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。）（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四・五　（略）

2・3　（略）

（議事録）

第百六十三条　法第四十五条第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　（略）

3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一・二　（略）

三　次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ　法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ　法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ・ニ　（略）

ホ　法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第一項

ヘ　法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十八条第二項

四～六　（略）

（各清算事業年度に係る事務報告書）

第二百四十五条　法第七十三条において準用する法第三十一条の七第二項の規定により、清算組合が作成すべき事務報告書は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百五十五条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十五条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一～三　（略）

四　法第三十一条の七第十一項第三号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

五　法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

六～十四　（略）